六　複合肥料

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
吸着複合肥料（窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）
家庭園芸用複合肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）

六　複合肥料

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
吸着複合肥料（窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）
家庭園芸用複合肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～九　（略）